

令和7年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年12月23日（火） 午前8時58分から午前10時19分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	欠	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	小原 修一	欠	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主 査	末次 孝
都市政策課	都市計画係	主任技師	若松 智晃

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	尾崎 直人
主 幹	前迫 篤弘
主 査	角野 勝行
主 事	清水 雄世
主 査	鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 査	田中 祥平（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農地利用最適化推進委員の選任について
- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 新原 晃憲 委員 ・ 西ノ原 敏男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年12月23日（火） 開会 午前8時58分 閉会 午前10時19分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、寺下委員、徳田委員、本田委員、大園委員の4名です。出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、有馬委員、岩下委員、高田委員、上別府委員、永山委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号1番の新原委員と19番の西ノ原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。それでは、議案第62号、「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 鹿屋地区の推進委員について、11月12日から12月12日までの1ヶ月間、推進委員1名の募集を行ったところ、1名の応募がありました。これを受けて、12月16日に推進委員の選考委員会を開催いたしました。応募者の情報は、皆さまのお手元に置いてあります別紙のとおりとなっております。選考委員会ではこの方を推進委員として選任いたしました。

議長 ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。

（なし）

ご意見等ございませんので、資料に記載の方を農地利用最適化推進委員としてよろしいですか。

（はい）

それでは、小原さんを農地利用最適化推進委員として決定し、委嘱することとします。本日は小原さんが来ていますので、農地利用最適化推進委員の委嘱式を行いたいと思います。それでは事務局をお願いします。

次 長 皆さん、その場でご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

ただいまから、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を始めます。

それでは指定の位置をお願いします。委嘱状交付。

議 長 委嘱状、小原修一殿委嘱事項として鹿屋市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱します。委嘱の期間は令和7年12月23日から令和9年7月31日までといたします。令和7年12月23日、鹿屋市農業委員会、よろしくお願いします。

次 長 小原委員に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

小 原 皆さん、おはようございます。本日、農地利用最適化推進委員を拝命しました小原といいます。これからもよろしくお願いします。何分初めてのことで、わからないことが多いと思います。皆様からご指導ご鞭撻をいただきまして、頑張りますので、よろしくお願いします。

次 長 以上で農地利用最適化推進の委嘱状の交付式を終了します。

それではもう一度姿勢を正してください。

「一同礼」

引き続き、農業委員会総会を開催します。着席してください。

議 長 それでは続きまして、1頁、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第63号につきましては、1頁から61頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和8年2月28日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が7万2千905㎡で、畑が34万4千143㎡で、計41万7千048㎡となっています。農地の貸出し者は109人、農地の耕作者となる配分予定者は69人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から3頁の4番は、設定期間が3年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に3頁、3番は、賃借権で再設定4番は、使用賃借権で再設定。

次に4頁、5番から18頁の33番は設定期間5年です。5番は、賃借権で再設定。6番は、使用賃借権で再設定。

次に5頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に6頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に7頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、賃借権で再設定。

次に8頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に9頁、15番は、賃借権で再設定。16番は、農業委員会の取り決め制限に当たりま
すので後ほど説明します。

次に10頁、17番は、賃借権で新規設定。18番は、農業委員会の取り決め制限に当たり
ますので後ほど説明します。

次に11頁、19番は、賃借権で再設定。20番は、賃借権で新規設定。

次に12頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に13頁、23番は、使用貸借権で再設定。24番は、賃借権で新規設定。

次に14頁、25番は、賃借権で新規設定。26番は、賃借権で再設定。

次に15頁、27番、28番は、賃借権で再設定。

次に16頁、29番は、使用貸借権で再設定。30番は、賃借権で再設定。

次に17頁、31番、32番は、賃借権で再設定。

次に18頁、33番は、使用貸借権で再設定。34番から61頁の113番は設定期間が10年
です。34番は、使用貸借権で新規設定。

次に19頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に20頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に21頁、39番、40番は、賃借権で新規設定。

次に22頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に23頁、43番は、賃借権で新規設定。44番は、賃借権で再設定。

次に24頁、45番は、賃借権で再設定。46番は、賃借権で新規設定。

次に25頁、47番は、賃借権で再設定。

次に26頁、48番、49番は、賃借権で再設定。

次に27頁、50番は、賃借権で再設定。51番は、賃借権で新規設定。

次に28頁、52番、53番は、賃借権で再設定。

次に29頁、54番は、使用貸借権で再設定。55番は、使用貸借権で新規設定。

次に30頁、56番、57番は、賃借権で再設定。

次に31頁、58番、59番は、賃借権で再設定。

次に32頁、60番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に34頁、61番は、使用貸借権で新規設定。

次に 35 頁、62 番、63 番は、賃借権で再設定。
次に 36 頁、64 番、65 番は、賃借権で再設定。
次に 37 頁、66 番、67 番は、賃借権で再設定。
次に 38 頁、68 番は、使用貸借権で再設定。69 番は、使用貸借権で新規設定。
次に 39 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。
次に 40 頁、72 番は、使用貸借権で新規設定。73 番は、賃借権で再設定。
次に 41 頁、74 番、75 番は、賃借権で再設定。
次に 42 頁、76 番、77 番は、賃借権で再設定。
次に 43 頁、78 番、79 番は、賃借権で再設定。
次に 44 頁、80 番、81 番は、賃借権で再設定。
次に 45 頁、82 番は、使用貸借権で再設定。
次に 46 頁、83 番は、賃借権で再設定。84 番は、賃借権で新規設定。
次に 47 頁、85 番、86 番は、賃借権で新規設定。
次に 48 頁、87 番は、賃借権で再設定。88 番は、賃借権で新規設定。
次に 49 頁、89 番、90 番は、賃借権で新規設定。
次に 50 頁、91 番、92 番は、賃借権で新規設定。
次に 51 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。
次に 52 頁、95 番は、賃借権で再設定。96 番は、賃借権で新規設定。
次に 53 頁、97 番、98 番は、賃借権で再設定。
次に 54 頁、99 番、100 番は、賃借権で再設定。
次に 55 頁、101 番は、賃借権の再設定。102 番は、賃借権で新規設定。
次に 56 頁、103 番は、使用貸借権で新規設定。104 番は、賃借権で再設定。
次に 57 頁、105 番は、賃借権で再設定。
次に 58 頁、106 番、107 番は、賃借権で新規設定。
次に 59 頁、108 番、109 番は、賃借権で再設定。
次に 60 頁、110 番は、使用貸借権で新規設定。111 番は、使用貸借権で再設定。
次に 61 頁、112 番、113 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。以上
です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 61 頁までの 113 件の中間管理権設定
ですが、9 頁の 5 年もの 16 番が、10 頁の 18 番が、農業委員会の取決め制限にあたります
ので、新地委員に退席をいただき審議します。

(新地委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 9 頁の 16 番及び 10 頁の 18 番は、借人の新地委員が関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新地委員に係る 5 年もの 2 件です。ご意見・ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新地：着席)

新地委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、32 頁の 10 年もの 60 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席をいただき審議します。

(藏ヶ崎委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 32 頁の 60 番は、借人の藏ヶ崎委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 藏ヶ崎委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員：着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

議 長 次に、61 頁の 10 年もの 112 番、113 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長をお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 61 頁の 112 番及び 113 番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議長 次に残りの108件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、62頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 62頁から64頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

62頁の1番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1番は、串良町有里の田が1筆で1千595㎡です。

つづきまして、63頁の1番から64頁の6番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、63頁の1番は、打馬2丁目の畑が1筆で2千006㎡です。2番は、大浦町の畑が1筆で552㎡です。3番は、串良町有里の畑が1筆で2千628㎡です。4番は、串良町有里の畑が1筆で2千180㎡です。

次に64頁、5番は、串良町有里の畑が1筆で1千398㎡です。6番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。記載の7件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、64頁の6番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、上別府委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

尾崎 64頁の6番は、鹿児島県地域振興公社が上別府委員に売り渡すもので、串良町有里の畑が2筆で7千487㎡です。また、要件を全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議長 上別府委員に係る所有権移転1件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定します

次に、残りの5件について、ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、66頁、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 64 号につきましては、65 頁から 69 頁です。
今回は、所有権移転が 16 件、賃貸借権が 1 件の合計 17 件です。
初めに、65 頁です。

1 番は、畑が 4 筆で 6 千 093.32 m²の賃貸借です。

2 番は、田が 5 筆で 1 万 3 千 881 m²の売買です。

3 番は、田が 2 筆で 2 千 721 m²の贈与です。

次に、66 頁です。

4 番は、畑が 2 筆で 5 千 946 m²の売買です。

5 番は、畑が 2 筆で 4 千 456 m²の売買です。

6 番は、田が 2 筆で 3 千 628 m²の売買です。

7 番は、畑が 1 筆で 1 千 633 m²の贈与です。

8 番は、田が 1 筆で 1 千 175 m²の贈与です。

次に、67 頁です。

9 番は、畑が 1 筆で 830 m²の贈与です。

10 番は、田が 2 筆、畑が 2 筆で 1 千 806 m²の売買です。

11 番は、畑が 1 筆で 817 m²の売買です。

12 番は、田が 1 筆、畑が 15 筆で 2 万 6 千 047 m²の贈与です。

次に、68 頁です。

13 番は、田が 2 筆で 2 千 349 m²の贈与です。

次の 14 番から 69 頁の 17 番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、65 頁から 69 頁までの 17 件の許可申請ですが、調査がなされていますので、68 頁の 14 番を門倉委員に、69 頁の 15 番を堀之内委員に、16 番、17 番を中尾委員に、報告をお願いします。

門 倉 推進委員の門倉です。

去る 12 月 12 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

68 頁の 14 番です。申請者は市内の社会福祉法人で、畑 1 筆を購入するもので、今後農作業に必要な農機具等については購入することを確認できました。取得する農地では、甘藷・トマト・大根等を作付けすることでした。農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。

去る12月15日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

69頁の15番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、今後、機械を購入することを確認できました。取得する農地では、ピーマン・ナス・オクラ・玉ねぎ等の季節作物を作付けすることでした。農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

中尾 推進委員の中尾です。

去る12月15日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

16番です。申請者は市内の方で、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、甘藷・トマト・大根を作付けすることでした。

17番です。申請者は市外の法人で、畑2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、大根・ごぼう・キャベツを作付けすることでした。これらは農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました17件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、70頁、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第65号につきましては、70頁から73頁です。

今回は、15件です。

初めに、70頁です。

1番は、宅地分譲地を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、貸家を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、宅地造成するもので、農地区分は3の5です。

次に、71頁です

4番は、保育園を整備するもので、農地区分は1の7です。なお、令和7年度第2回総会で審議済です。

次の5番から、73頁の15番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、71頁の5番から7番を藏ヶ崎委員に、72頁の8番、9番を入佐委員に、10番から73頁の12番までを堀之内委員に、13番から15番までを鶴田委員に報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号8番の藏ヶ崎です。

去る12月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

71頁の5番ですが、申請地は「川東簡易郵便局」の南南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業者で、隣接地に設置している太陽光発電所に蓄電池設備を追加するため「工事用の通路」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に6番ですが、5番の隣接地で、申請者も同じです。隣接の太陽光発電所に蓄電池設備を追加するため「工事用の資材置場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、7番ですが、申請地は東原小学校の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の運送業者で、申請地に「資材置場及び駐車場」を整備する計画です。申請地は、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

入佐 推進委員の入佐です。去る12月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。72頁の8番ですが、申請地は「申良公民館細山田分館」の南南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の社会福祉法人で、申請地に「障害者グループホーム」を建設する計画ですが、公益性の高い事業であることから、第1種農地の不許可の例外である「収用法対象事業」に該当すると判断しました。

次に、9番ですが、申請地は「申良農村環境改善センター」の西南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されていることから、第1

種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、8番、9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。

去る12月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

72頁の10番ですが、申請地は「鹿屋工業高校」の東南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅、駐車場及び通路」を建設、整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区に4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、11番ですが、申請地は、「海道町公民館」の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅及びカーポート」を建設する計画です。周辺は、第1種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、12番です。申請地の地目は「山林」ですが、農地として使用されているため、農地法の適用を受ける案件となります。申請地は、「海道町運動公園」の東北東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の居住者ですが、転勤後の住居として、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

鶴田 推進委員の鶴田です。去る12月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

73頁の13番ですが、申請地は「海道町公民館」の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の社会福祉法人で、申請地に、法人が運営する障害者支援事業所の対象者を送迎するための「駐車場及び回転広場」を整備する計画です。申請地は、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設

面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の第一種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は「大浦町公民館」の南に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の塵芥処理業者で、申請地に、従業員及び作業車のための「駐車場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、15番ですが、申請地は「県民健康プラザ」の北に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は、宅建業を営んでいる市内の居住者で、申請地に「建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、13番から15番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました15件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、74頁、議案第66号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第66号につきましては、74頁から76頁です。

74頁で説明します。今回は2件です。1番は、保育園の園庭及び駐車場を整備する計画で、3筆、4千280㎡の農振除外です。2番は、一般住宅を整備する計画で、1筆、225㎡の農振除外です。

次の75頁から76頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、74頁の1番と2番を門倉委員に、報告をお願いします。

門倉 　推進委員の門倉です。

去る12月12日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。1番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は75頁です。申請人は市内の社会福祉法人で、申請地は「吾平総

合支所」の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に保育園の園庭及び駐車場を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「収用法対象事業」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

2 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 76 頁です。申請人は市内の方で、申請地は「下祓川ふれあい公園」の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に一般住宅を建設する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました 2 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、77 頁、議案 67 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第 67 号につきましては、77 頁から 78 頁です。

今回は 6 件です。1 番から 6 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、77 頁の 1 番を入佐委員、2 番、3 番、4 番を門倉委員に、5 番、6 番を村山委員に、報告をお願いします。

入佐 推進委員の入佐です。

去る 12 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

77 頁の 1 番です。申請地は、鹿屋市立細山田小学校の北東に位置し、平成 8 年 4 月 16 日頃から宅地として使用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

門倉 推進委員の門倉です。

去る 12 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

2 番です。申請地は、下百引簡易郵便局の北西に位置し、平成 10 年頃から山林化して

いるとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、鹿屋市立高隈中学校の北東に位置し、平成 10 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 78 頁の 4 番です。申請地は、鹿屋市立第一鹿屋中学校の西に位置し、1 筆は、平成 15 年 2 月 11 日、もう 1 筆は平成 16 年 4 月 18 日から宅地として使用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

村 山 議席番号 11 番の村山です。

去る 12 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

5 番です。申請地は、鹿屋市南部学校給食センターの西に位置し、平成 6 年頃から宅地の一部として利用しているとのことでしたが、家は取り壊され、更地となっており宅地と一体的に利用していることが確認できなかったことに加え、雑木なども生えておらず農地への復元が可能であると考えられることから、非農地証明については非該当であると判断しました。

6 番です。申請地は、吾平総合支所の北西に位置し、昭和頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました 6 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、79 頁、議案第 68 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 68 号につきましては、79 頁から 81 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 79 頁の 1 番から 80 頁の 10 番の 10 件ですのでお目通し願います。なお、4 番は、賃貸借も可、9 番、10 番は、無償も可です。また、今回新たに賃貸借

希望が、81 頁の 1 番及び 4 番ですのでお目通しをお願いします。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。79 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を田村委員と松元委員に、2 番を倉田委員と高田委員に、3 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に 4 番、5 番を田原委員と門倉委員に、6 番を本田委員と福元里美委員に、7 番、8 番と、80 頁の 9 番を森園委員と新地委員に、10 番の笠之原町を四元委員と細川委員に、串良町を村山委員と上別府委員に、お願いします。

次に、81 頁、賃貸借希望の 1 番を田原委員と門倉委員に、2 番を村山委員と上別府委員に、3 番を新原委員と鶴田委員に、4 番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、82 頁、議案第 69 号「鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 鹿屋市長より都市計画法に基づく鹿屋市都市計画審議会委員についての推薦依頼がありました。今回も、女性委員の登用について協力依頼があったことから、女性委員の中で、最も在籍期間が長く、農地法に関する知識を有すると認められるため、引き続き、堀之内委員を推薦するものです。以上です。

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、都市計画審議会委員は堀之内委員を推薦いたします。

次に、83 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 資料 83 頁をご覧ください。合意解約につきましては、83 頁から 89 頁です。今回は 14 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、83 頁から、89 頁まで 14 件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ事務局からありませんか。

尾崎 私から、委員の活動報告について状況説明とお願いをいたします。

それでは、別紙の「活動日数について」と書かれた資料をご覧ください。1 番は、令和 6 年度の鹿屋市と、大隅地区及び同規模の市町の農業委員・推進委員の月平均活動日数の比較です。令和 6 年度の鹿屋市の活動日数は、月平均 4.3 日に対して、他の市町はおおよそ月 10 日前後の報告を上げております。この結果は、鹿屋市の委員の活動日数が他の

市町より少ないわけではなく、活動報告を行っていないことが原因であることから、これまでも報告を上げていただくようお願いしてきたところです。2番は、令和7年度鹿屋市の月平均活動日数です。9月時点で月4日となっています。先ほどから申し上げており、活動報告を上げていただくようお願いしてきたところですが、本年度も活動報告が上がっていない状況がわかります。この様な状況から、どんなものが、活動に当たるのか明確でないことが原因と考えられるため、以前、配布した「活動記録簿最適化活動分類例」に委員の皆さんが普段、農地を耕作したりや他の農業者と話をする中で、既に行っている活動を赤色で記載して配布いたしました。

例えば、2番の農地集積集約化でいうと「〇〇さんから借りられる農地について相談があった」「〇〇さんから電話で農地を貸し付けたいと相談があった」といったような普段皆さんが相談を受けていることも、報告書に上げることができるものとなっております。また、担当地区内の農地情報について事務局と共有した。これについては事務局の方に、利用調査票の提出や担当地区の農地の相談等で事務局に来庁したのも、活動の一環となります。また、「〇〇さんが、△△さんの農地を借用したい旨相談を受けたので、農地集積計画の届け出が必要であることを伝えて、農業委員会の事務局につないだ」というような農地相談、1番の意向把握に繋がるような相談も、活動に繋がるということで、示したところであります。

次に3番、遊休農地発生防止解消の現地確認では、自分の畑に行くときに、周辺の畑を見回したということも、農業委員会の委員の活動ということになります。また、地区内の圃場で、イノシシを発見したので、駆除の依頼を、猟友会の方に依頼したということも、活動の一環となります。

次に裏面になります。「遊休農地所有者が農地バンクに貸し付けを希望していると意向聞いた」「遊休農地所有者が〇〇さんに農地の売却を希望しているという意向を確認した」「所有者がわからない遊休農地について事務局に登記情報の確認をお願いした」ということも、活動となります。

また4番の新規参入の促進活動では、新規参入者にトラクターの使い方を聞かれたので、教えたということも、委員の活動としてカウントされますので、確認をいただきたいと思っております。例に挙げたもの以外の活動についても分類例を見ていただき報告をお願いします。分類がわからない場合は、事務局までお問い合わせください。報告の集計は毎年、公開されており、活動日数は他の市町と比較されておりますので、細かく報告いただき、活動日数のアップにご協力をお願いします。以上ですが、ご質問はありませんか。

西ノ原 自己所有の農地へ行く途中、周辺農地の耕作を確認した。これは自分の畑に行くときに

「〇〇さんがマルチ貼りをしていた」といったものも含まれるのか。

局長 補足説明させていただきます。今、お話があるように、県の農業会議が、少しでもわかりやすいようにということで例を出しています。今の具体的な話で、「〇〇さんがマルチ張りをしていた」これは農作業の確認ですので、例えばマルチ張りの中で、何か指導をして欲しいということがあれば、農業委員会の活動になりますが、ただ見ただけでは活動にはならない。農地へ行く途中で荒れ地がある、荒れ地が解消したというような農地の確認は、農業委員会の活動になると認知していただきたいと思います。

書類に記載がありますが、鹿屋市の場合、一番活動している方が10日あまりです。他の地域は、平均で10日以上行っています。では鹿屋市の人たちが何もしてないか、農地を見ていないかというのは他の地域と何ら変わりはないわけです。そういったところで、我々、会長や、事務局長会議に行ったときには、この数字はこのままでます。鹿屋市は4.2日しか活動していないと。他の方々がそれを見て批判するわけではありませんが、同じように活動をしていて、数値が上がってこないというのは、例えば、国や県等の報告の中では、農業委員会活動の盛んな地域と盛んでない地域というような形で出てくるわけです。そうならないためにも、鹿屋市としてはきちんと報告をお願いしたいところです。

拡大解釈といわれるかもしれませんが、水土里サークル活動で草刈活動に行きました。これは水土里サークル活動だから、農業委員の活動ではないと報告をしていない方も多くいらっしゃいます。それも農業委員会の活動として認識いただきたいというふうお願いします。

この件は、今年になってから耳にたこができるぐらい皆さんにお願いしているし、皆さんも聞くには、嫌だと思っているかもしれませんが、この地道な活動を自分たちの報酬、活動も含めて、上がっていくんだってことを認識いただいて、少しでも、協力をお願いいたします。私の方から以上です。

堀之内 議席議席番号15番、堀之内です。1点だけ、同じ日に2つの活動をしたときに、これは2項目書いてよろしいでしょうか。

尾崎 1日2回、活動しても、1日1カウントということになります。以上です。他にございませんでしょうか。他にございませんでしょうか。またご質問がある場合には、事務局までご連絡いただければ、お答えしたいと思います。

あと2点ほどちょっと私の方からお話しさせていただきます。10月の総会でもお願いしておりました。農業者年金の加入促進についてです。促進期間が、次回総会の日1月23日までとなっておりますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。なお、本日これまで活動記録簿をお持ちの方は、受付にボックスを置いてありますので、そちらの方に提

出をお願いします。あと、皆さんの机の上に今年作成した農業委員会だよりを置いております。お読みいただいて、業務の参考にしていただき、ご活用いただければと思います。よろしくをお願いします。以上です。

松 元 私の方から2件、報告があります。前回の総会で説明した通り農業委員会の新年会を1月23日金曜日の18時にかのやグランドホテルで行います。会費の方は6000円で、互助会から3000円出しますので、自己負担3000円となります。また自己負担分については、報酬から差し引きますので、よろしくをお願いします。また出欠の確認は年が明けてからLINE等行いますので、報告をよろしくをお願いします。

また、同じく1月の総会です。1月23日は、7階大会議室が市長選の準備の関係で使えないため、今回の新年会が行われる鹿屋グランドホテルの方で開催します。

総会をホテルでして、その流れで、新年会というふうに、皆様の移動をしないですむように調整したところでした。その関係で、総会の開催時間が、夕方4時からになります。その後、同じホテルの方の会場で、夕方6時から新年会というふうに流れになります。普段と時間等が違いますので、お間違えないように、よろしくをお願いします。以上です。

局 長 それでは、1月の調査委員を申し上げます。1月14日、水曜日、4条・5条の調査が、倉田委員、高田委員です。1月14日、水曜日、農振調査が本田委員、下久保委員です。1月15日、木曜日、4条・5条の調査が、四元委員、折尾委員です。1月15日、木曜日、3条調査が、堀之内委員、垣内委員です。1月の総会は、1月23日金曜日の16時から、かのやグランドホテルで開催となります。

最後に、私の方から、12月議会の一般質問についてお知らせ、ご報告させていただきます。12月の一般質問では、松野清春議員より、農業委員会に対して質問がありました。

質問の内容は、概要ですが、最近、遊休農地が増えてきて、周辺の農地に悪影響を与えている。周辺の耕作者から苦情が上がってきている。そのような状況から、鹿屋市の遊休農地は、どれくらい増えているのか。また、それに対してどのような取り組みを行っているのかということでした。松野委員からは、遊休農地が増えてきているその現状に対して、使い方をもう少し緩やかにできないのか。例えば、議員の言葉の中には、遊休化した農地で、場所によっては、太陽光パネル等の設置もやむを得ないのではないかというようなお話でした。ただ、農業委員会は、行政委員会として、市の業務をきちんとやっていかなければならないということから、農業委員会としての回答は、きちんと厳格に農地法の範囲の中で対処していきますという回答をしました。

それと同時に、市長からは、遊休農地、耕作放棄地は増えていきますが、市としては、きちんと農地を確保して、対応していきたい。部長からは、守るべき農地、場所によって

は、そういう保全管理も含めてやっていく農地も出てくるでしょう。それについては、鹿屋市の場合、農業農村戦略ビジョンを市長が作成していますので、そのビジョンに従って、管理していきましょうというようなお話でした。

簡単ではありますが、そのような質問がありました。最近では農業委員会に対して、会長に対して、議員の一般質問が多くて、今年も連続で2回出ております。

そういったことから、地域の方々の関心も高くなってきています。農業委員や推進委員に対しても、地域に出て行くと、同じような質問が出てくるかもしれないということです。活動も大変ですが、よろしく願いいたします。

私の方からの報告は以上です。

議 長 他にございませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

ないようですので、最後に先ほどから活動記録簿の話がありますが、本当に5分10分でもいいですので、必ず書いて出してください。これも自分の収益になります。書かなければなりません。是非とも、活動記録簿は提出していただきたいと思います。

これを持ちまして令和7年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)